

自動車登録申請書の添付書類の有効期間を延長します

～新型コロナウイルス感染症対策～

令和3年7月8日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたことにより、自動車登録申請等を予定通り実施できないまま、添付書類の有効期間が満了してしまうおそれがあることから、添付書類の再発行に伴う申請人の方や発行官署の負担を軽減するため、添付書類の有効期間を延長する取扱いを実施いたします。

記

自動車登録申請書に添付が求められている次の書類について、令和4年1月12日までに自動車登録窓口へ提出のあった場合においては、有効なものとして取り扱います。

1. 印鑑に関する証明書

令和3年4月12日から令和3年10月11日までに発行されたもの

2. 自動車の保管場所を確保していることを証する書面

令和3年6月2日から令和3年12月2日までに発行されたもの

3. 自動車の使用の本拠の位置を証する書面及び所有者・使用者の住所を証する書面等（住民票や公的機関又は国の事業証明書又は営業証明書等）

令和3年4月12日から令和3年10月11日までに発行されたもの

令和3年7月13日

自動車技術安全部管理課